



# ゼロカーボン米子市役所アクションプラン

～第3次米子市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～

2023年（令和5年）3月

✦ 米子市

# 目 次

1. 基本的事項	2
(1) 計画の位置付け	2
(2) 目的	2
(3) 対象とする範囲	3
(4) 対象とする温室効果ガス	3
(5) 計画期間	3
(6) 上位計画及び関連計画との位置付け	3
2. 背景	4
(1) 気候変動の影響	4
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	4
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	4
3. 温室効果ガスの排出状況	6
(1) 二酸化炭素排出量の算定方法	6
(2) エネルギー使用量	7
(3) 二酸化炭素排出係数	7
(4) 温室効果ガス総排出量	7
4. 温室効果ガスの排出削減目標	8
(1) 目標設定の考え方	8
(2) 温室効果ガスの排出削減目標	8
5. 目標達成に向けた取組	9
(1) 取組の基本方針	9
(2) 具体的な取組内容	10
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	16
(1) 推進体制	16
(2) 点検・評価・見直し体制	17
(3) 進捗状況の公表	17
参考・関係法令	18

# 1. 基本的事項

## (1) 計画の位置付け

本市では、2016年度（平成28年度）に、「米子市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（2016年度（平成28年度）～2020年度（令和2年度））」（以下「第1次計画」という。）を策定し、第1次計画の計画期間が、2020年度（令和2年度）に満了するに当たり、引き続き、温室効果ガスの排出量の削減に取り組むため、「第2次米子市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」として位置付けた「業務改善から始まるCO<sub>2</sub>削減計画」（以下「削減計画」という。）を策定しました。

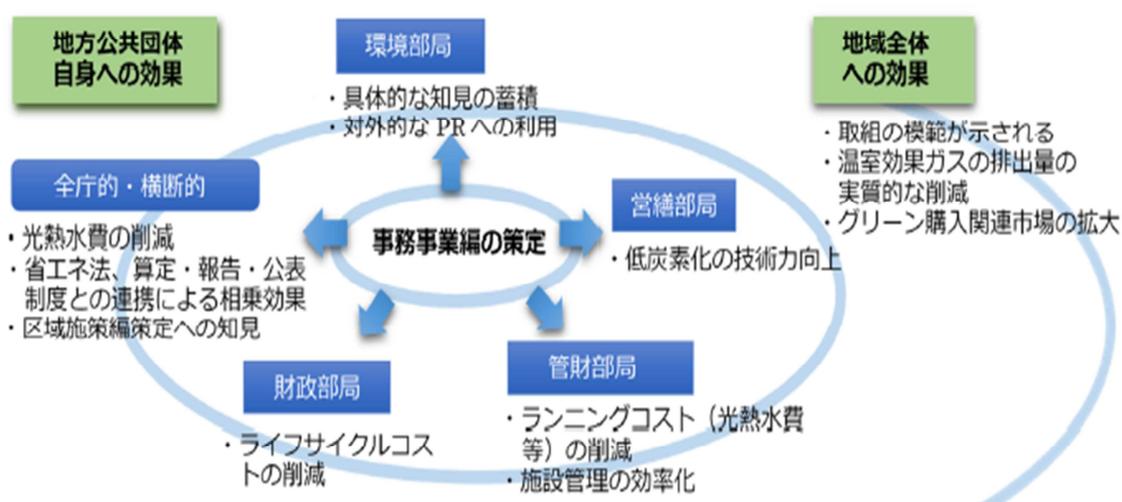
2021年（令和3年）10月に改定された国の「地球温暖化対策計画」における中期目標として、2030年度（令和12年度）において、温室効果ガスの排出量を2013年度（平成25年度）比46%削減する削減目標が示され、本市においても「地方公共団体実行計画（区域施策編）」に位置付ける「ゼロカーボンシティよなごアクションプラン」を2023年（令和5年）3月に策定し、新たな温室効果ガス排出削減目標を設定しました。

これらを踏まえて、削減計画を改定し、「ゼロカーボン米子市役所アクションプラン」（以下「本計画」という。）を策定します。なお、本計画を「第3次米子市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」として位置付けます。

## (2) 目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、「地球温暖化対策計画」に即して、米子市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

本計画策定により、地方公共団体自身への効果と地域全体への効果を期待することができます。



出典：環境省（2022）「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」

### (3) 対象とする範囲

対象範囲は、本市（教育委員会、水道局含む）が行う全ての事務事業とし、指定管理者制度を導入している施設（米子水鳥公園等）を含む、全ての施設を対象とします。

### (4) 対象とする温室効果ガス

本市ではCH<sub>4</sub>（メタン）やN<sub>2</sub>O（一酸化二窒素）等の排出による影響は小さいと考えられます。「ゼロカーボンシティよなごアクションプラン」に即し、本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみとします。

ただし、二酸化炭素以外の温室効果ガス削減についても積極的に検討していきます。

### (5) 計画期間

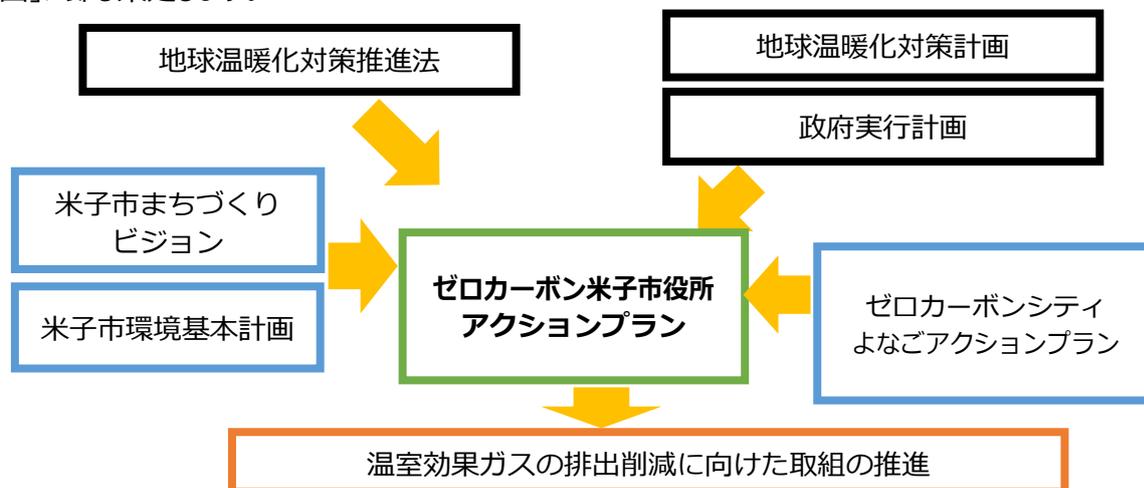
2023年度（令和5年度）から2025年度（令和7年度）末までを計画期間とします。本計画の目標年度は、「第2次米子市環境基本計画」及び「ゼロカーボンシティよなごアクションプラン」に即し、設定します。また、米子市脱炭素社会実現推進委員会において計画の進捗を諮り、必要に応じ計画の見直しを行います。

項目	年度							
	2013	…	2023	…	2025	2026	…	2030
	H25	…	R5	…	R7	R8	…	R12
期間中の事項	基準年度		計画開始		目標年度	計画開始		目標年度
計画期間			本計画			次期計画		

▲ 計画期間のイメージ

### (6) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、市域全体を対象とした「ゼロカーボンシティよなごアクションプラン」、「米子市まちづくりビジョン（第4次米子市総合計画及び第2期米子市地方創生総合戦略）」及び「第2次米子市環境基本計画」に即し策定します。



▲ 本計画の位置付け

## 2. 背景

### (1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年（令和3年）8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

### (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、全ての国が温室効果ガスの排出削減目標を「国が決定する貢献（NDC）」として5年ごとに提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を新たな国際枠組みとして規定しました。

2018年（平成30年）に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO<sub>2</sub>排出量を2050年（令和32年）頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年（令和32年）までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

### (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年（令和2年）10月、我が国は、2050年（令和32年）までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年（令和32年）カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年（令和3年）4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度（令和12年度）の温室効果ガスの削減目標を2013年度（平成25年度）比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021年（令和3年）6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年（令和32年）までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さ

らに、市町村においても「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021年（令和3年）6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2021年（令和3年）10月には、「地球温暖化対策計画」の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された「地球温暖化対策計画」では、2050年（令和32年）カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度（令和12年度）において、温室効果ガスを2013年度（平成25年度）比46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度（令和12年度）目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位: 百万t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37百万t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

#### ▲「地球温暖化対策計画」における2030年度（令和12年度）温室効果ガス排出削減量の目標

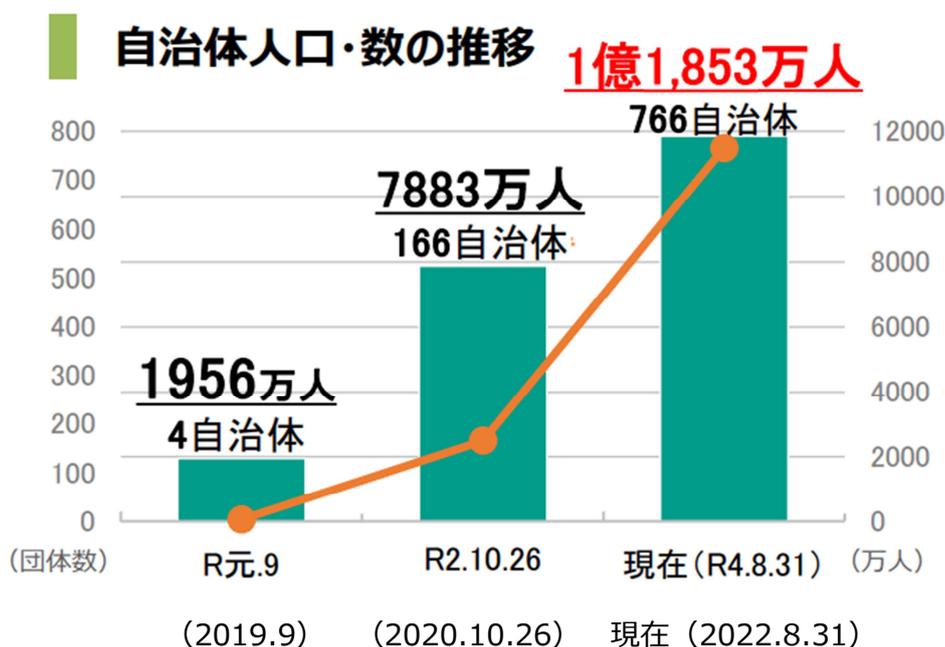
出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」  
 <<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2021年（令和3年）10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（「政府実行計画」）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度（令和12年度）までに50%削減（2013年度（平成25年度）比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、「地球温暖化対策計画」において、事務事業編に関する取組は、「政府実行計画」に準じて取り組むこととされています。

「地球温暖化対策計画」では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う「地方公共団体実行計画」の策定率を2025年度（令和7年度）までに95%、2030年度（令和12年度）までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年（令和7年）までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年（平成31年）9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2022年（令和4年）8月末時点においては766地方公共団体と加速度的に増加

しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、1億1,800万人を超える計算になります。



▲二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体

出典：環境省（2022）「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」  
 <<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

### 3. 温室効果ガスの排出状況

#### (1) 二酸化炭素排出量の算定方法

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第7条第1項の規定に基づき、下記のように、CO<sub>2</sub>排出量を算定します。

(1)燃料(ガソリンや軽油等)の使用に関して(※燃料種ごとに算定)  
 CO<sub>2</sub>排出量 = **燃料使用量** × **単位使用量当たりの発熱量**  
 × **単位発熱量当たりの二酸化炭素排出量**

(2)他人から供給された電気の使用に関して  
 CO<sub>2</sub>排出量 = **電気使用量** × **単位使用量当たりの排出量**

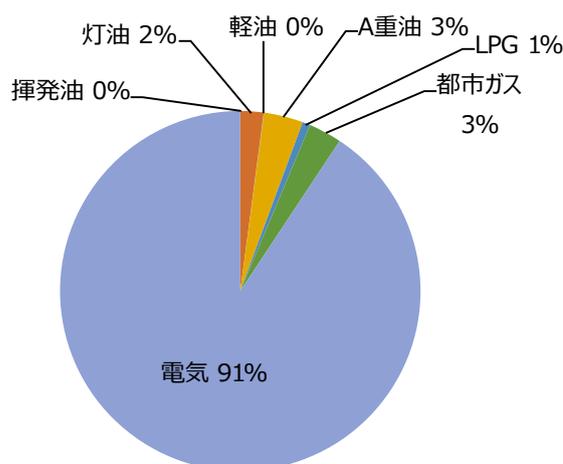
CO<sub>2</sub>排出量を削減するためには、ガソリンや軽油等の燃料使用量及び電気使用量（以下「エネルギー使用量」という。）の削減又は単位使用量当たりの排出量（以下「CO<sub>2</sub>排出係数」という。）の削減が必要です。

以下に、CO<sub>2</sub>排出量の見通しについて、「エネルギー使用量」、「CO<sub>2</sub>排出係数」のそれぞれについて示します。

## (2) エネルギー使用量

2021年度（令和3年度）のエネルギー種別ごとの使用割合は、電気が約9割を占めています。近年、年平均気温が上昇傾向にあるため、夏期の空調利用により多くの電気を消費し、エネルギー使用量の増加が見込まれます。

今後、施設利用におけるエネルギー使用量を抑制するためには、施設改修を行う際に、高効率の機器の導入を図るといったことを検討する必要があります。

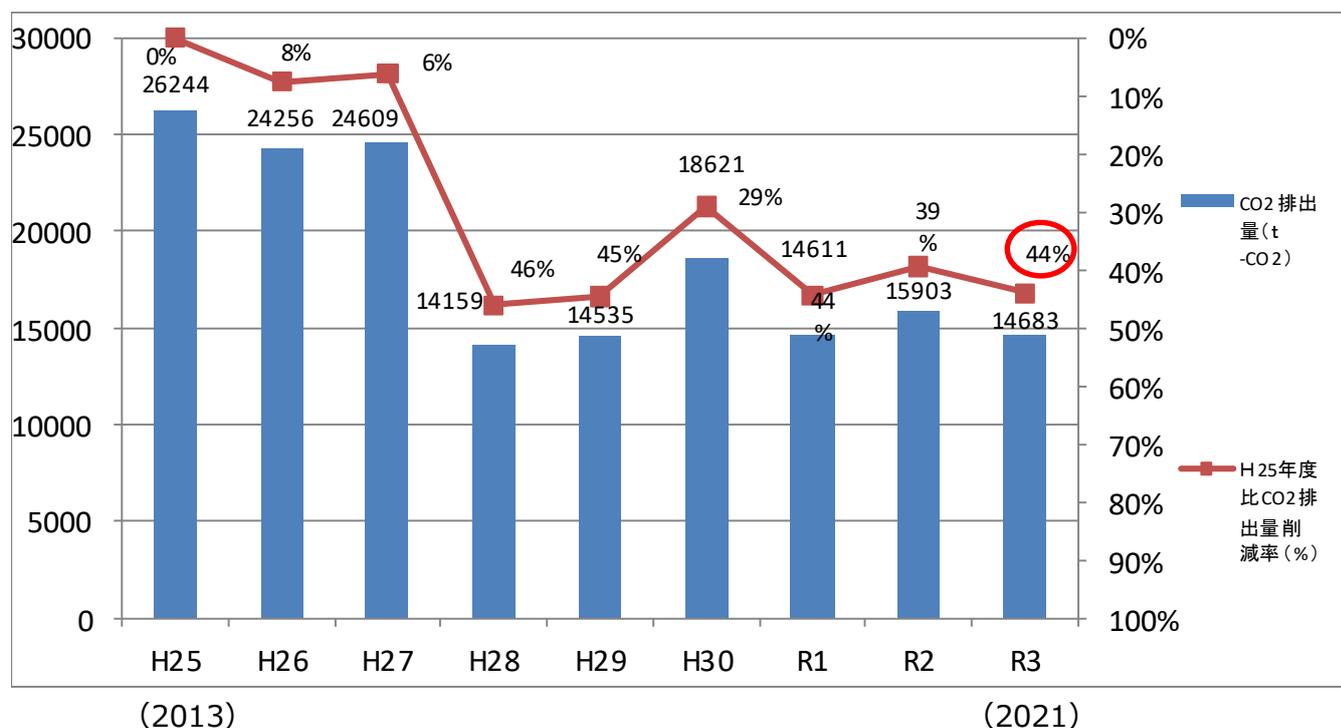


## (3) 二酸化炭素排出係数

CO<sub>2</sub>排出係数を削減するために、再生可能エネルギーを由来とした小売電気事業者から電気を調達することで、大きく削減効果が見込めます。本市においては多くの施設でCO<sub>2</sub>排出係数の低い小売電気事業者から電力を調達しています。CO<sub>2</sub>排出係数の高い電力を調達している施設については、電力調達先の見直しを図ることでCO<sub>2</sub>排出係数の削減が見込めます。

## (4) 温室効果ガス総排出量

本市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度（令和25年度）において、26,244t-CO<sub>2</sub>となっています。2021年度（令和3年度）においては、14,683t-CO<sub>2</sub>であり、削減率は基準年度比44%でした。



▲ 米子市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

## 4. 温室効果ガスの排出削減目標

### (1) 目標設定の考え方

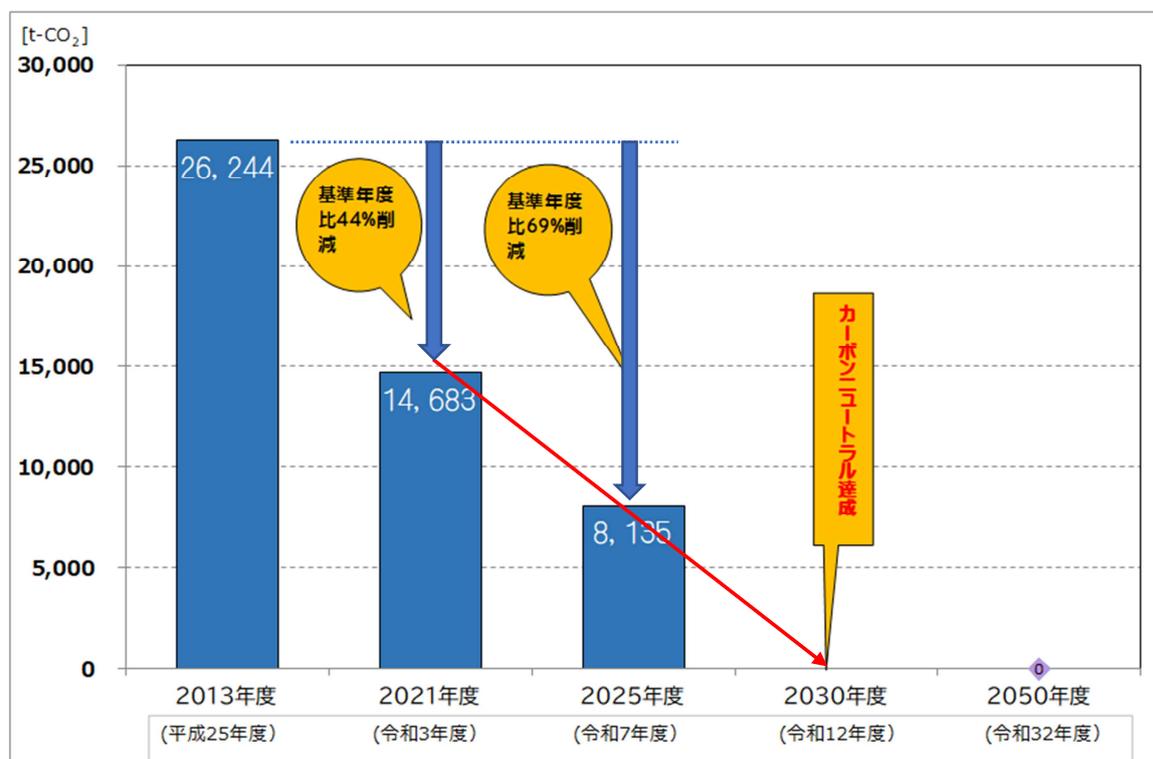
令和4年に環境省が募集した第1回脱炭素先行地域に、本市他3団体で共同提案した「脱炭素先行地域づくり事業」における本市の脱炭素先行地域における公共施設群への再生可能エネルギーの供給事業により、「脱炭素先行地域づくり事業」の事業計画の終了年である令和8年度には、70%以上の施設において温室効果ガス排出量の削減を目指します。他の施設においても再生可能エネルギーによる電力供給の推進を加速することで、カーボンニュートラルの達成に先進的に取り組みます。「政府実行計画」等も踏まえて、米子市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

### (2) 温室効果ガスの排出削減目標

基準年度を2013年度（平成25年度）、目標年度を2025年度（令和7年度）とし、排出削減目標は2030年度（令和12年度）を0%としたバックキャストにより設定し、目標年度（2025年度（令和7年度））に、基準年度（2013年度（平成25年度））比69%削減することを目標とします。

項目	基準年度 (2013年度) (平成25年度)	目標年度 (2025年度) (令和7年度)	2030年度 (令和12年度) 目標
温室効果ガスの排出量	26,244t-CO <sub>2</sub>	8,135t-CO <sub>2</sub>	0t-CO <sub>2</sub>
削減率	-	69%	100%

▲ 温室効果ガスの排出削減目標



▲ 本市の事務・事業における削減目標

※脱炭素先行地域

2050年（令和32年）カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度（令和12年度）目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域。

## 5. 目標達成に向けた取組

### (1) 取組の基本方針

2022年度（令和4年度）に選定された「脱炭素先行地域づくり事業」を本取組の柱の一つとして位置けるとともに、本市の公共施設への再生可能エネルギー供給の取組を中心として、各施設での施設整備における再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化の推進を積極的に図ってまいります。

また、本市が実施するすべての事務事業において、職員の行動変容を促すとともに関係部局の連携及び官民連携の推進を行い、脱炭素社会実現に向けた取組を実施します。

#### ① 脱炭素先行地域づくり事業の推進

市有施設や荒廃農地に太陽光を導入するとともに、既存の再エネ設備（グリーンセンター等）の再エネ電気を各施設へ供給すること等により脱炭素化を図ります。

#### ② 施設設備等の創エネ・省エネ化の推進

本市の施設は、本庁舎をはじめとして、下水道施設やごみ処理施設など老朽化が進行しており、逐次更新時期が到来します。今後、新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、脱炭素社会実現の視点から、エネルギー効率の高い施設設備の導入等により創エネ・省エネルギー化を推進します。

#### ③ DXによる脱炭素施策の推進

少子高齢化により、生産年齢人口が減少し、将来、米子市も職員数が減少していきます。また、コロナ禍での非対面での窓口手続き、場所や時間にとらわれない働き方の実現が求められています。グリーン・イノベーションによる環境技術の革新が進む中、スマート自治体への転換を具現化し、DXを活用してカーボンニュートラルに向けた様々な仕組みを実施し、効率的な施策を推進していきます。

#### ④ 公用車の次世代自動車の導入検討

公用車へのEV車等の次世代自動車の導入について、再生可能エネルギーの技術革新の状況を踏まえながら、屋外駐車場における充電器設備、カーシェアリング等の導入手法を検討します。

#### ⑤ 職員の省エネルギー率先行動の推進

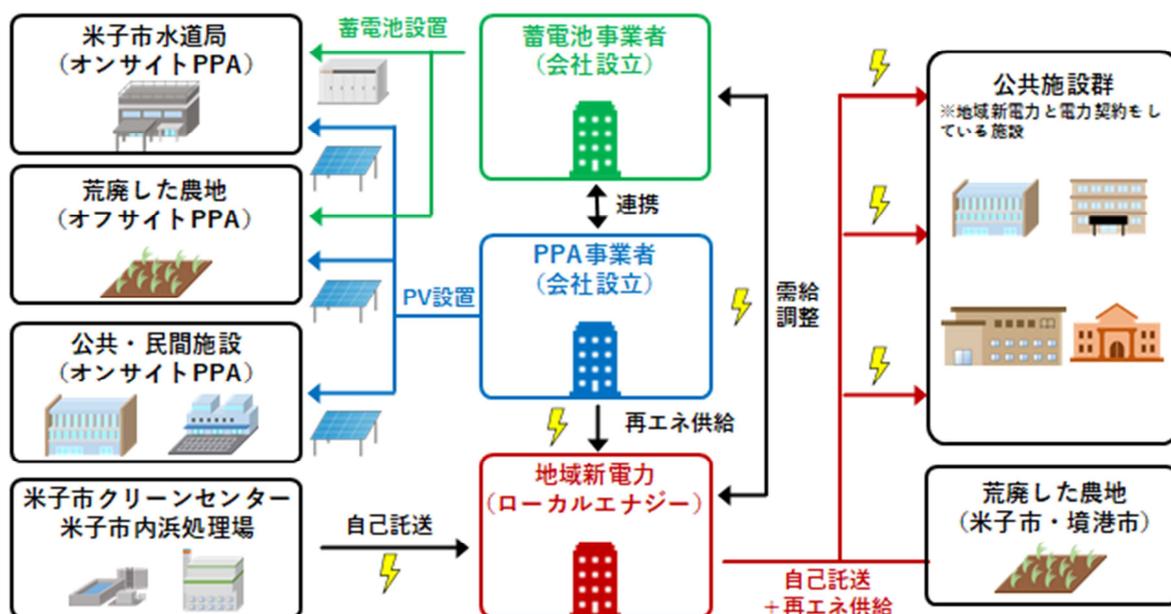
職員は、すべての事務事業において、脱炭素社会実現の意識をもって事業遂行に努めます。また、エネルギー削減に繋がる取組を積極的に行うため、職員の省エネルギー率先行動（別表）を推進していきます。また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

### (2) 具体的な取組内容

#### ① 脱炭素先行地域づくり事業の推進

- ▶ 米子市の公共施設について、地域新電力であるローカルエナジー株式会社がPPA事業者となって各施設や荒廃農地に太陽光発電設備を導入します。
- ▶ 既存の再エネ設備（米子市クリーンセンター、米子市内浜処理場）の再エネ電気をローカルエナジー株式会社を介して各施設へ供給します。
- ▶ 再生可能エネルギーを水道施設に供給するとともに、需給調整のための大規模蓄電池を導入し、需給管理を実施します。
- ▶ 市有施設の電力使用量を一元管理、見える化するデータプラットフォームを構築して脱炭素施策の効果検証を行うとともに、データ検証による各施設の脱炭素施策の検討及び職員の行動変容を促進します。
- ▶ 水道局の施設用地に、太陽光発電（非FIT）の導入をします。
- ▶ 建物の構造上の問題がない公共施設を対象として太陽光発電設備の導入を検討します。
- ▶ 弓ヶ浜半島に点在する荒廃した農地に太陽光発電（非FIT）を導入し、必要に応じて農業とのソーラーシェアリング（農作物や芝生産）も検討します。
- ▶ 太陽光発電設備を設置した施設のBCP及び再エネ需給調整を目的に、蓄電池の整備を検討します。なお、電力の需給調整については地域新電力と連携し具体的な手法等について協議していきます。
- ▶ 市有施設において、CO<sub>2</sub>排出係数の低い電力の調達を検討します。

▼脱炭素先行づくり事業（米子市公共施設対象）の概要



▼ 活用可能な既存の再エネ発電設備の状況

○米子市クリーンセンター（卒 FIT 見込み）

米子市クリーンセンターは、米子市及び境港市の一般廃棄物の処理施設であり、蒸気タービン発電機（4,000kW ×1 基）により年間 12,624,000kWh を発電し、ローカルエナジー株式会社に売電しています。



○米子市内浜処理場消化ガス発電（非 FIT）

米子市内浜処理場は、米子市の下水処理を行っている施設であり、消化ガス発電機（24.5kW ×2 基）により年間 360,000kWh を発電し、ローカルエナジー株式会社に売電しています。

本施設は、FIT 認定を受けていないため、全量が再生可能エネルギーです。



② 施設設備等の創エネ・省エネ化の推進

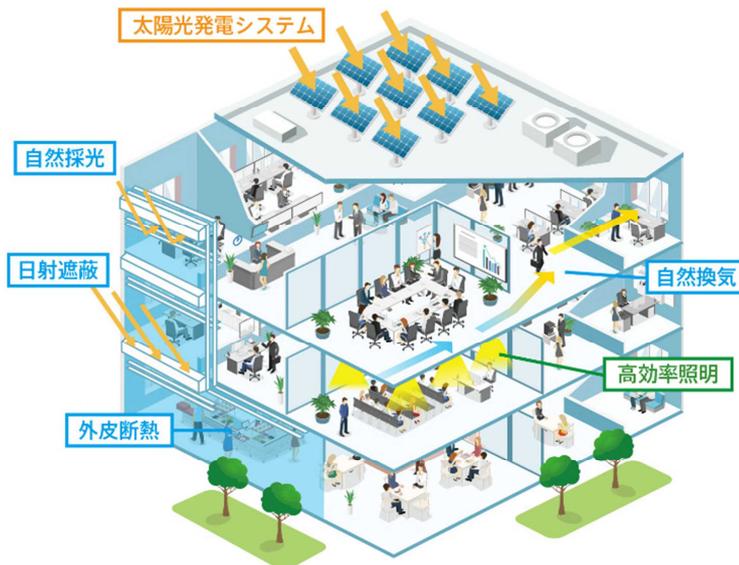
- ▶ 計画的に省エネ改修（高気密、高断熱、LED照明等）や環境に配慮した高効率設備導入を検討します。

参考：下水道処理施設の省エネ化及び創エネ化の推進

○下水道処理施設の施設整備に当たり、国土交通省に申請し、令和4年12月に登録された「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」に基づき、下水道の持続可能性を高めるとともに、処理場の省エネ化及び創エネの推進を図ります。

- 所管している施設への太陽光発電設備の設置など、再生可能エネルギーの導入を検討し、建物のZEB化を検討します。

▼ZEB（Net Zero Energy Building）のイメージ（環境省資料）



参考：「ZEB Ready」の実現

○鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所菟町庁舎整備等事業（2022年度（令和4年度）着工）における菟町庁舎の新築に当たり、省エネ技術の導入・熱負荷低減により、1次エネルギーについて標準庁舎対比で50%以上の削減に向けて検討しました。

### ③ DXによる脱炭素施策の推進

- 行政手続きのオンライン化を推進します。
- テレワークやWEB会議の利用を推進します。
- 設備や施設の点検業務等にIOT技術の導入を検討します。

### ④ 公用車の次世代自動車の導入検討

- 公用車へのEV車等の次世代自動車の導入について、再生可能エネルギーの技術革新の状況を踏まえながら、屋外駐車場における充電器設備、カーシェアリング等の導入手法を検討します。

## ⑤ 職員の省エネルギー率先行動の推進

- 職員の省エネルギー率先行動（別表）を推進していきます。
- 全職員は、クールビズやのエネルギー削減につながる取組を引き続き実施します。
- 全職員は、業務の効率化・改善への取組を実施します。

## 職員の省エネルギー率先行動

<b>1 ゼロカーボン米子市役所アクションプランの周知・啓発</b>
<p>【各所属（職員）における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○職場内での本計画の周知・啓発を行う。</li> </ul>
<b>2 冷暖房機器の適正管理（外気温や体調等に応じた可能な範囲で実施。）</b>
<p>【各所属（職員）における取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○クールビズ、ウォームビズを実践する。</li> <li>○庁舎暖房中におけるストーブ等の補助暖房機は、使用を停止する。</li> </ul> <p>【庁舎管理担当課・施設所管課における取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○冷暖房使用時は、適切な温度管理（室温目安…冷房時 28℃、暖房時 20℃）に努める。</li> <li>○空調機器のフィルターは、定期的に清掃する。</li> </ul>
<b>3 照明機器の適正管理</b>
<p>【各所属（職員）における取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○始業前・昼休憩時間の照明は、原則消灯する。</li> <li>○時間外勤務の場合は、必要最低限のスペースのみ点灯する。</li> <li>○トイレ、会議室、給湯室等の常時利用しない部屋の照明は、必要時のみ点灯する。</li> <li>○書庫等の使用時の照明時間を短縮するため、整理整頓、所蔵リストを作成する。</li> <li>○会議の準備、後片付けの際には、不要な照明は消灯する。</li> </ul> <p>【庁舎管理担当課・施設所管課における取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○廊下等の共有スペースの照明は、必要最小限の箇所のみ点灯する。</li> <li>○照明器具は定期的に清掃する。</li> </ul>
<b>4 OA 機器の適正管理</b>
<p>【各所属（職員）における取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○パソコン未使用時は、ふたを閉じてスタンバイ状態又は電源をオフにする。</li> <li>○プリンターやコピー機等のOA機器は、未使用時の電源をオフにする。</li> </ul>
<b>5 業務の効率化・改善及びDX推進への取組</b>
<p>【各所属（職員）における取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○DX推進に向けて、業務プロセスの根本的な見直しを行う。 （BPR＝業務改革）</li> <li>○事務の効率的遂行を検討し、時間外勤務を削減する。</li> <li>○会議・研修会等を実施する場合、その必要性を再考し、廃止や統合、より効率的な方法による実施等を検討する。</li> <li>○パソコンの共有ドライブやノーツの機能を活用した情報の共有化・ペーパーレス化の推進を行う。</li> <li>○稟議の起案及び協議の資料は、要点を抑えた必要最小限度とする。</li> <li>○電子申請の提供を推進し、行政手続の効率化を図る。</li> </ul>
<b>6 用紙類の削減</b>
<p>【各所属（職員）における取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○会議ではWEB会議やプロジェクターを活用するなど、紙による資料の削減に努める。</li> <li>○ミスプリントの防止のため、印刷プレビューを確認する。</li> <li>○両面印刷、集約印刷を徹底する。</li> <li>○軽易な文書は、余白稟議を徹底する。</li> <li>○カラーコピーの実施は、必要最小限とする。</li> <li>○広報等の印刷物は、必要部数のみ作成する。</li> <li>○FAXの送信票を省略する。</li> </ul>

## 7 水道使用量の削減

### 【各所属（職員）における取組例】

- 洗面所における不要な水の流しっぱなしをやめる。  
（手洗い、歯磨き、食器洗い等）
- 洗車時等の水を使用する作業においては、不要な水は使用しない。

## 8 公用車の適正利用

### 【各所属（職員）における取組例】

- アイドリングストップを励行する。
- エコドライブ（急加速はしない、不要物を積載しない等）を励行する。
- 整備点検（タイヤの空気圧、エンジンオイル交換等）を実施する。
- 近距離の移動は公用自転車を利用する。
- 遠方での会議の場合は、WEB 会議の活用を検討する。
- エコ走行（相乗り、目的地までのルート確認）を実施する。

## 9 可燃ごみ排出量削減

### 【各所属（職員）における取組例】

- 廃棄物の種類に応じた分別を徹底する。
- 古紙の分別回収を徹底する。
- ファイルやフォルダーの繰り返し使用を徹底する。
- 使用済みの封筒を庁内用の文書送達簿等として再利用する。
- トナーカートリッジ、テープカートリッジの処分は、業者への引き取りを徹底する。
- シュレッダーの適正利用を徹底する。（個人情報等に係る書類を除く。）

## 10 その他環境に配慮した取組

### 【各所属（職員）における取組例】

- エレベーターの利用を控え、階段を利用する。
- 物品購入に際しては、「米子市グリーン購入調達方針」を遵守する。

### 【庁舎管理担当課・施設所管課における取組例】

- フロン漏えいを防ぐため、フロン類を使用している機器の定期的な点検を行う。

## 6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

### (1) 推進体制

本計画を推進するために、副市長を委員長とする「米子市脱炭素社会実現推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設けます。また、各所属長を計画推進責任者とし、環境政策課を事務局として計画の進捗を図り、取組を着実に推進します。

#### ① 米子市脱炭素社会実現推進委員会

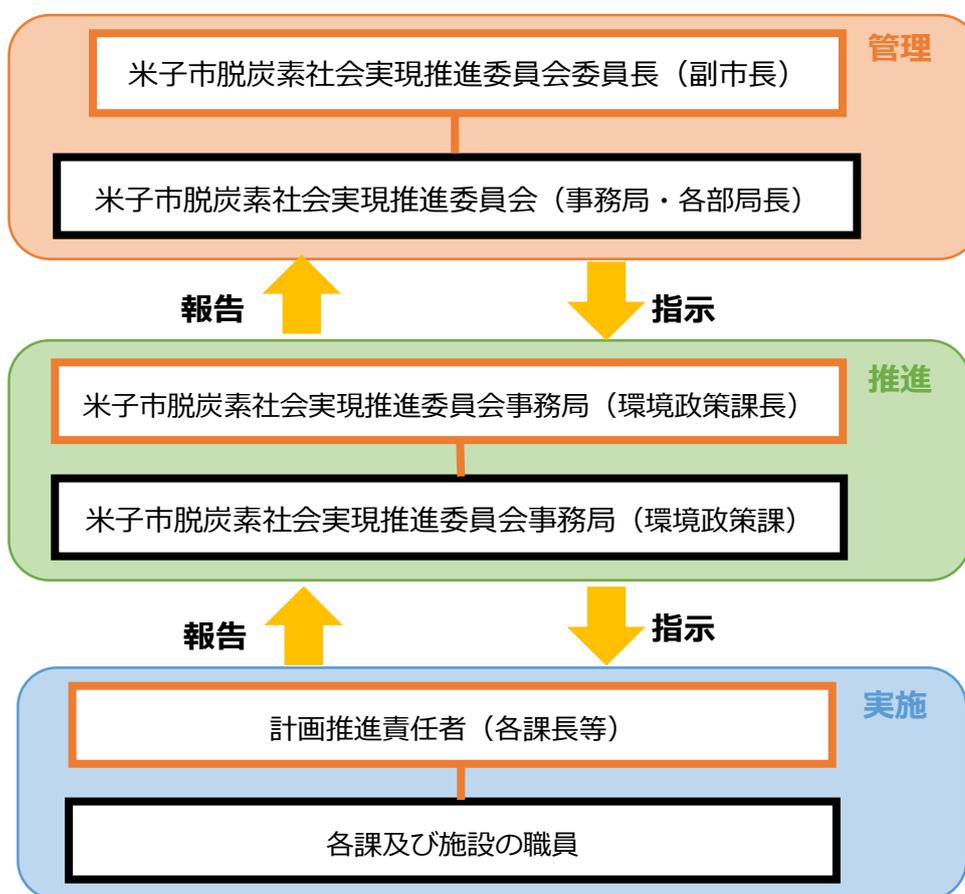
副市長を委員長、市民生活部長を副委員長とし、各部局長で構成します。本計画の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、本計画の策定及び改定・見直しに関する協議・決定を行います。

#### ② 米子市脱炭素社会実現推進委員会事務局

環境政策課長を事務局長とし、環境政策課職員で構成します。事務局は、推進委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、推進委員会に報告します。

#### ③ 計画推進責任者

各所属長を計画推進責任者として位置付け、各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。



▲ 米子市事務事業編の推進体制

## (2) 点検・評価・見直し体制

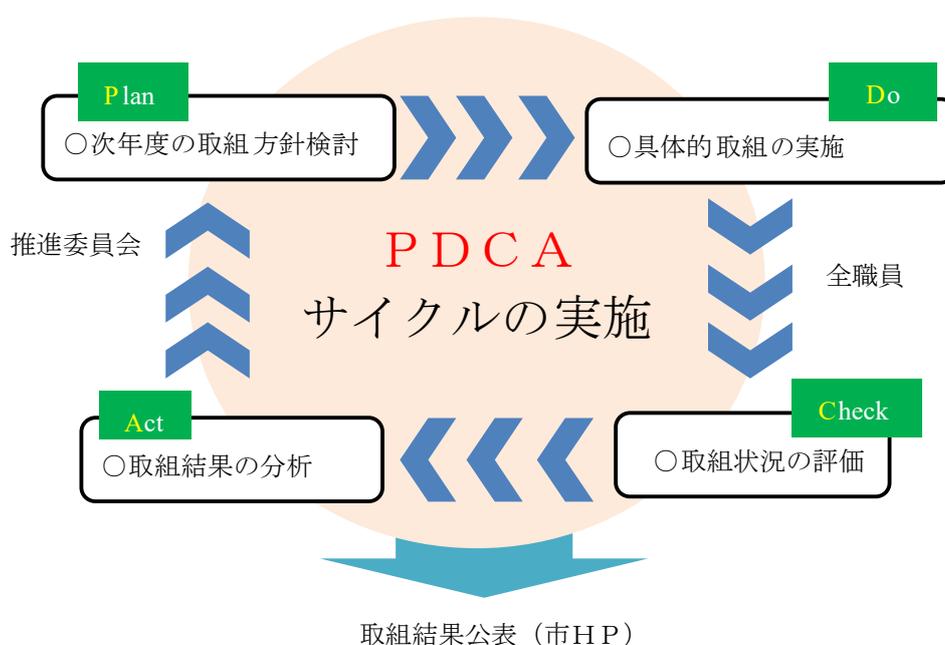
本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

### ① 毎年のPDCA

本計画進捗状況は、計画推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して推進委員会に報告します。推進委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

### ② 期間内におけるPDCA

推進委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2025年度（令和7年度））に改定の検討を行い、本計画の改定・見直しに関する協議・決定を行います。



毎年のPDCAイメージ

## (3) 進捗状況の公表

地球温暖化対策推進法第21条第10項の規定に基づき、本市の事務・事業における温室効果ガスの総排出量等を年度ごとに集計・解析し、基準年度との比較増減量及び増減率をホームページで公表します。

## 参考 関係法令等

本計画の具体的取組は、以下の法令及び条例による規定に関係しています。

### ■地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）

（地方公共団体実行計画等）

第 21 条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

### ■国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）

（地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）

第 4 条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

### ■フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）

（指定製品及び特定製品の管理者の責務）

第 5 条

2 特定製品の管理者は、第 3 条第 1 項の指針に従い、特定製品の使用等をする場合には、当該特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に努めるとともに、国及び地方公共団体が特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために講ずる施策に協力しなければならない。

### ■エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

（エネルギー使用者の努力）

第 4 条 エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化に努めるとともに、電気の需要の平準化に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

### ■鳥取県地球温暖化対策条例（平成 21 年鳥取県条例第 36 号）

（事業者及び県民の責務）

第 4 条 事業者及び県民は、事業活動等が地球温暖化に影響を及ぼしていることを認識し、その在り方を見直し、事業活動等における温室効果ガスの排出の抑制等のための取組（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための取組を含む。）を自主的に行うよう努めるとともに、県が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力するものとする。



水  まち  自然   
エンジョイ! よなご 

ゼロカーボン米子市役所アクションプラン

(第3次米子市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編))

2023年(令和5年)3月策定

発行 米子市

編集 米子市市民生活部環境政策課

〒683-0852 鳥取県米子市河崎3280-1

(米子市クリーンセンター 2階)

電話:0859-23-5256

FAX:0859-23-5258

Email : [kankyoseisaku@city.yonago.lg.jp](mailto:kankyoseisaku@city.yonago.lg.jp)